○相模原市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例施行規則

平成30年10月1日
規則第93号

（趣旨）

第1条　この規則は、相模原市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例（平成30年相模原市条例第50号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この規則における用語の意義は、条例の例による。

（処理能力の変更）

第3条　条例第2条第3号エの規則で定める廃棄物処理施設の処理能力の変更は、次に掲げるものとする。

(1)　条例第2条第2号ア又はウに掲げる廃棄物処理施設に係る変更であって、積替えのための廃棄物の保管量が増加するもの

(2)　条例第2条第2号イ、エ又はカに掲げる廃棄物処理施設に係る変更であって、処理能力が増加するもの

(3)　条例第2条第2号エに掲げる施設に係る変更であって、当該施設の位置を変更するもの

（関係住民等）

第4条　条例第2条第6号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1)　関係地域に事務所を有する者

(2)　関係地域に住所を有する者を構成員に含む自治会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他これに類するものをいう。以下同じ。）の代表者

（関係地域の指定を省略した場合における関係住民等）

第5条　前条の規定にかかわらず、条例第20条の規定により条例第5条から第18条までの規定を適用しないこととした場合における条例第2条第6号の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1)　廃棄物処理施設の設置等を行う敷地の境界線から100メートル以内の地域に住所を有する者

(2)　廃棄物処理施設の設置等を行う敷地の境界線から100メートル以内の地域に事務所を有する者

(3)　廃棄物処理施設の設置等を行う敷地の境界線から100メートル以内の地域に住所を有する者を構成員に含む自治会の代表者

(4)　前3号に掲げるもののほか、廃棄物処理施設の設置等に伴い生活環境の保全上の支障が生じるおそれのある者として市長が認めるもの

（事前協議書の添付書類）

第6条　条例第6条第1項の書面は、廃棄物処理施設設置等事前協議書（以下「事前協議書」という。）とする。

2　条例第6条第2項の書面は、事前協議書附属書とする。

3　条例第6条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類のうち市長が必要と認める書類とする。

(1)　事業計画の概要を記載した書類

(2)　廃棄物処理施設の概要を記載した書類

(3)　廃棄物処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書

(4)　廃棄物処理施設の付近の見取図

(5)　事業計画を行うに足りる技術的能力を説明する書類

(6)　前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

4　事前協議書及びその添付書類の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。

（事前協議書添付書類の記載事項）

第7条　条例第6条第2項第1号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)　廃棄物処理施設の種類及び規模並びに処理する廃棄物の種類を勘案し、当該廃棄物処理施設の設置等に伴い生ずる大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水（以下この条及び次条において「大気質等」という。）に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして調査を行うもの（以下「生活環境影響調査項目」という。）及びその選定理由

(2)　生活環境影響調査項目の現況及びその把握の方法

(3)　当該廃棄物処理施設の設置等が周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握する水象、気象その他自然的条件及び人口、土地利用その他社会的条件の現況並びにその把握の方法

(4)　当該廃棄物処理施設の設置等により予測される生活環境影響調査項目に係る変化の範囲及びその予測の方法

(5)　大気質等のうち、これらに係る事項を生活環境影響調査項目に含めなかったもの及びその理由

(6)　その他当該廃棄物処理施設の設置等が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査に関して参考となる事項

（生活環境配慮調査）

第8条　条例第6条第2項第2号アの規則で定める項目は、当該廃棄物処理施設の設置等に伴い生ずる大気質等に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとする。

（生活環境の保全に関する事項）

第9条　条例第6条第2項第2号イの規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
(1)　生活環境の保全のために配慮する事項
(2)　生活環境の保全のために講じることとした措置の内容
(関係地域)
第10条　条例第7条の関係地域は、廃棄物処理施設の設置等を行う敷地の境界線から100メートル以内の地域とする。ただし、事前協議書の内容及び周辺の生活環境の状況を勘案し、市長が別に定める場合は、この限りでない。
(告示)
第11条　条例第8条、第11条及び第17条第4項に規定する必要な事項は、次に掲げる事項とする。
(1)　条例第6条第1項第1号及び第3号から第7号までに掲げる事項
(2)　関係地域の範囲
(3)　縦覧の場所及び期間
(4)　関係住民等が条例第12条第1項の規定により生活環境の保全上の意見を記載した書面の提出をすることができる旨(条例第8条又は第11条の規定による告示を行う場合に限る。)
(5)　前号の生活環境の保全上の意見を記載した書面の提出先及び提出期限(条例第8条又は第11条の規定による告示を行う場合に限る。)
(6)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(縦覧の期間等)
第12条　条例第8条、第11条及び第17条第4項に規定する縦覧期間のうち、相模原市の休日を定める条例(平成元年相模原市条例第4号)第1条第1項に規定する相模原市の休日は、縦覧に供しないものとする。
2　縦覧に供する時間は、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
3　縦覧をしようとする者は、係員の指示に従うとともに、縦覧に供された書類を汚損し、若しくは破損し、又は他人に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
4　市長は、前項の規定に違反した者の縦覧を停止し、又は禁止することができる。
(その他の方法による周知)
第13条　条例第9条第2項ただし書の規則で定める方法は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。
(1)　関係地域内に事業計画説明会(条例第9条第2項に規定するものをいう。以下同じ。)の開催に適した場所が存在しない場合　関係地域の周辺の場所で開催する事業計画説明会
(2)　関係住民等が少数の場合　関係住民等に対して戸別訪問により行う事業計画説明会
(説明会実施計画書)
第14条　条例第10条第1項及び第14条第1項のその開催を予定する日時及び場所を記載した書面は、説明会実施計画書とする。
2　前項の説明会実施計画書には、事業計画説明会又は見解書説明会(条例第13条第3項に規定するものをいう。以下同じ。)で使用する資料を添付しなければならない。
(説明会の開催に係る周知)
第15条　条例第10条第1項及び第14条第1項の規定による周知は、次に掲げる事項について、印刷物の配布、掲示板への掲示、インターネットの利用その他の方法により行わなければならない。
(1)　第11条第1号及び第2号に掲げる事項
(2)　事業計画説明会又は見解書説明会を開催する日時及び場所
(3)　事前協議書が縦覧に供されている旨(事業計画説明会を開催する場合に限る。)
(周知結果報告書)
第16条　条例第10条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の周知の結果を記載した書面は、周知結果報告書とする。
(周知結果報告書の添付書類)
第17条　条例第10条第2項の規定による提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。
(1)　事業計画説明会の議事録
(2)　事業計画説明会において関係住民等から出された意見に対する措置の結果又は検討状況を示した書類
2　条例第10条第2項の規定による提出は、事業計画説明会を行った日から2週間以内に行わなければならない。
(意見申立書)
第18条　条例第12条第1項(条例第15条第1項において準用する場合を含む。)の生活環境の保全上の意見を記載した書面は、意見申立書とし、次に掲げる事項を記載しなければならない。
(1)　氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
(2)　対象となる事業計画の事業計画者の氏名又は名称
(3)　生活環境の保全上の意見
(見解書)
第19条　条例第13条第1項(条例第15条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の事業計画者の見解を記載した書面は、見解書とする。

2　条例第13条第1項の規定による見解書の提出は、条例第12条第2項(条例第15条第1項において準用する場合を含む。)の規定による通知を受けた日から2週間以内に行わなければならない。

(見解書に関するその他の方法による周知)

第20条　条例第13条第3項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1)　関係地域内において、見解書説明会の開催に適した場所が存在しない場合　関係地域の周辺の場所で開催する見解書説明会

(2)　関係住民等が少数の場合　関係住民等に対して戸別訪問により行う見解書説明会

(見解書説明会の結果報告)

第21条　条例第14条第2項の規定による報告は、見解書説明会等結果報告書に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1)　見解書説明会の議事録

(2)　見解書説明会において配布した資料

(3)　見解書説明会において関係住民等から出された意見に対する措置又は検討の状況を示した書類

(再度の見解書の周知の方法)

第22条　条例第15条第2項において準用する条例第13条第2項の規定による周知は、戸別訪問その他の方法により行うものとする。

(再度の見解書周知結果報告)

第23条　条例第15条第2項において準用する条例第14条第2項の規定による報告は、再度の見解書周知結果報告書に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1)　周知において使用した資料

(2)　周知において関係住民等から出された意見に対する措置又は検討の状況を示した書類

(事前協議完了通知書)

第24条　条例第16条の規定による通知は、事前協議完了通知書により行うものとする。

(軽微な変更)

第25条　条例第17条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

(1)　条例第6条第1項第1号に掲げる事項の変更

(2)　条例第6条第1項第6号から第11号までに掲げる事項の変更であって、周辺地域の生活環境の保全上の支障を増加させないもの

(変更の届出等)

第26条　条例第17条第3項の規定による届出は、事業計画変更等届出書により行わなければならない。

2　前項の事業計画変更等届出書には、次に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める図書を添付しなければならない。

(1)　条例第6条第1項第6号から第8号までに掲げる事項の変更の場合　変更後の廃棄物処理施設に係る第6条第3項第2号及び第3号に定める書類

(2)　条例第6条第1項第9号から第11号までに掲げる事項の変更の場合　変更後の当該各号に掲げる事項を記載した書類

(生活環境影響調査又は申請等の報告)

第27条　条例第18条第1項の規定による報告は、生活環境影響調査着手等届出書により行わなければならない。

(あっせん申請書)

第28条　条例第22条第1項の申請は、あっせん申請書により行わなければならない。

2　前項の申請は、条例第13条第2項の周知が完了した日(条例第15条第1項において準用する条例第12条の規定による意見申立書の提出があった場合は、条例第15条第2項において準用する条例第13条第2項の周知の日)から起算して2週間以内に行うものとする。

(証明書)

第29条　条例第24条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、別記様式とする。

(公表)

第30条　条例第26条第1項の規定による公表は、相模原市公告式条例(昭和25年相模原市条例第24号)第2条第2項に規定する掲示場への公告その他適当と認められる方法により行うものとする。

2　市長は、条例第26条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、次に掲げる事項を記載した書面により公表される者に通知するものとする。

(1)　公表をすることについて意見を聴く日時及び場所

(2)　公表される者の公表に係る意見の市長への提出期限

(3)　公表の予定日

(4)　前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(様式)

第31条　この規則の規定により使用する書類の様式(別記様式を除く。)は、別に定める。

(委任)

第32条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　条例附則第2項の規定による申出は、紛争予防等着手申出書に、事業計画について、市長との協議の状況を示す書類を添えて行わなければならない。

3　条例附則第2項の規定により条例第5条から第18条までの規定を適用しないこととした場合における条例第2条第6号に規定する廃棄物処理施設の設置等に伴い生活環境の保全上の支障が生じるおそれのある者は、次に掲げる者とする。

(1)　廃棄物処理施設の設置等を行う敷地の境界線から100メートル以内に住所を有する者

(2)　廃棄物処理施設の設置等を行う敷地の境界線から100メートル以内に事務所を有する者

(3)　廃棄物処理施設の設置等を行う敷地の境界線から100メートル以内の地域に住所を有する者を構成員に含む自治会の代表者

別記様式（第29条関係）

別記様式(第２９条関係)

(表)

第　　号

身　分　証　明　書

写真

所　　属
氏　　名
生年月日

上記の者は、相模原市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例第２４条第１項の規定により立入検査及び質問を行う者であることを証明する。

有効期限　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで

相模原市長　　印

(裏)

相模原市廃棄物処理施設の設置等の手続に関する条例(抜粋)

(報告の徴収及び立入検査)

第２４条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業計画者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、廃棄物処理施設の設置等に係る土地若しくは建築物若しくは事業計画者の事務所に立ち入り、必要な検査をさせ、若しくは関係人に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(規格　縦６センチメートル、横９センチメートル)